

平成 27 年度  
水質汚濁防止法等の施行状況

平成 29 年 1 月

環境省 水・大気環境局 水環境課



# 目 次

1	はじめに	1
2	特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について	1
	（1）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数	1
	（2）特定事業場の業種別内訳	2
3	水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について	3
	（1）水質汚濁防止法	3
	ア 届出関係、計画変更命令等	3
	イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令	3
	ウ 立入検査	4
	エ 排水基準違反	4
	オ 事故時の措置及び緊急時の措置	5
	カ 生活排水対策重点地域の指定	6
	キ 水質総量削減	6
	（2）瀬戸内海法	7
	ア 許可、措置命令	7
	イ 自然海浜保全地区の指定	7
	（3）湖沼法	8
	ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等	8
	イ 改善命令等	8

## <図表編>

表 1	排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数	10
表 2	都道府県・政令市別特定事業場数	11
表 3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等	14
表 4	特定事業場の上位 10 業種	16
表 5	特定事業場の業種別内訳	17
表 6	届出関係、計画変更命令等	24
表 7	改善命令、立入検査、行政指導件数等	27
表 8	計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳	33
表 9	排水基準違反、事故時の措置件数等	34
表 10	排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳	37
表 11	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等	38
表 12	計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳	40
表 13	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等	41
表 14	瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳	42
表 15	湖沼特定施設等の届出件数等	43
参考	平成 24 年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）	44



## 1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下、「瀬戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下、「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、平成27年度におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、その件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

## 2 特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場において特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する者は、当該施設の設置等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ることになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海13関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に係るのある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が50m<sup>3</sup>未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に係るがあると認められる地域（指定地域）において、指定施設の設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ることになっている。

### （1）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下、「特定事業場」という。）の数、並びに、水質汚濁防止法の規定に基づき届出のあった有害物質貯蔵指定施設を設置する工場、事業場（以下、「有害物質貯蔵指定事業場」という。）の数を表1に示す。平成28年3月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は261,563（263,431）（括弧内数値は平成27年3月末時点。以下、この項目において同じ。）、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は3,361（3,444）、合計で264,924（266,875）であり、平成27年3月末時点と比較すると、特定事業場数は1,951件減少している。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は2（7）であった。

生物化学的酸素要求量（BOD）や浮遊物質（SS）等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は31,935（32,381）と全体の約12%である。また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排

水基準は、排水量の多少にかかわらず、公共用水域に排出するすべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が 50m<sup>3</sup> 以上の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 3,785 (3,813) で全特定事業場数の約 1%、一日当たりの平均排水量が 50m<sup>3</sup> 未満の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 11,001 (11,207) で全特定事業場数の約 4% であった。また、水質汚濁防止法第 5 条第 3 項の規定に基づく、公共用水域に水を排出しない、又は地下に汚水等を含む水を浸透させない有害物質使用特定事業場の数は 4,118 (4,269) であった。全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は、18,904 (19,289) であり、全体の約 7% であった。さらに、有害物質貯蔵指定事業場は 3,663 (3,309) であり、このうち有害物質貯蔵指定施設のみを設置している事業場は 432 (453) であった。都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の数の内訳を表 2 に示す。

一方、湖沼法に基づく 11 指定湖沼について、平成 28 年 3 月末現在における湖沼特定事業場等の数を表 3 に示す。湖沼特定事業場の総数は 2,063 (2,109) であり、うち、みなし指定地域特定施設を設置する事業場数は 840 (851) であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はいずれも 29 (71)、828 (842) であり、これらを合計した事業場の総計は 2,920 (3,022) であった。

なお、これら 2,063 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 7、八郎湖 158、霞ヶ浦 385、印旛沼 224、手賀沼 92、諏訪湖 68、野尻湖 0、琵琶湖 663、中海 121、宍道湖 143、児島湖 202 であった。

## (2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を表 4 に示す。数の多い方から順に旅館業、自動式車両洗浄施設、畜産農業となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 196,241 であり、全特定事業場数の約 74% にあたる。

また、これら 196,241 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m<sup>3</sup> 未満の事業場数は 176,939 であり、上位 10 業種全体の約 90% を占めることから、これらの事業場は概して規模の小さいものが多い。

特定事業場の業種別の内訳を表 5 に示す。

### 3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

#### (1) 水質汚濁防止法

##### ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法（以下、この項目において「法」という。）第5条第1項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第5条第2項に基づく届出を、有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者、又は第5条第1項及び第2項に規定する者以外で、有害物質使用特定施設を設置しようとする者は法第5条第3項に基づく届出を行うこととされている。また、法第5条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第7条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるとき、又は地下水汚染の未然防止の為に構造基準等として環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に届出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる（法第8条）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を表6に示す。法第5条第1項に係る届出数は6,178件、法第5条第2項に係る届出数は0件、法第5条第3項に係る有害物質使用特定施設の届出数は289件、法第5条第3項に係る有害物質貯蔵指定施設の届出数は353件であった。また、法第7条に基づく届出数は4,627件であった。

一方、法第8条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

##### イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる（法第13条第1項、法第13条の2第1項）。

また、都道府県知事は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対して、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための環境省令で定める基準を遵守していないと認めるときは、当該施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、または使用の一時停止を命ずることができる（法第13条の3第1項）。

さらに、都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、

又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる（法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項）。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第 5 条に基づく特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出や法第 8 条又は第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等の規定は適用されず（法第 23 条第 1 項）、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができる（法第 23 条第 3 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を表 7 に、発動の業種別の内訳を表 8 に示す。

平成 27 年度における改善命令の件数は 5 件であり、一時停止命令の発動件数は 0 件であった。

一方、法第 14 条の 3 に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 3 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

また、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 8,243 件であり、公共用水域関係では 7,353 件、地下水関係では 890 件であった。

## ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を表 7 に示す。昼間立入が 37,318 件、夜間立入が 492 件で立入件数は計 37,810 件であった。なお、37,810 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は 2,959 件であった。

## エ 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排水水を排出する者は、排水基準に適合しない排水水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を表 9、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を表 10 に示す。

平成 27 年度における排水基準違反の件数は 3 事業場であり、違反摘発の契機について見ると、都道府県の調査によるものが 0 件、海上保安庁の調査によるものが 3 件であった。

また、違反業種・施設名は、畜産農業、水産食料品製造業、酸・アルカリ表面処理施設が



それぞれ1件であり、違反項目は化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）が2件、生物化学的酸素要求量（BOD）、水素イオン濃度（pH）各1件（1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない）であった。

## オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質を含む水等が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条の2第1項）。

また、指定施設の破損等により有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、指定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質又は指定物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条の2第2項）。

さらに、貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないとされている（法第14条の2第3項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる（法第14条の2第4項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表9に示す。法第14条の2第1項に係る届出数は203件（内訳：公共用水域関係193件、地下水関係10件）であり、法第14条の2第2項に係る届出数は33件（内訳：公共用水域関係27件、地下水関係6件）であり、法第14条の2第3項に係る届出数は273件（内訳：公共用水域関係232件、地下水関係41件）であった。

また、公共用水域において、異常湧水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排水を排出する者に対し、排水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができるが（法第18条）、平成27年度に発動された緊急時の措置命令は0件であった。

## カ 生活排水対策重点地域の指定

平成 2 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない（法第 14 条の 8）。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（生活排水対策推進市町村）は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている（法第 14 条の 9）。

平成 27 年度における生活排水対策重点地域の指定は 0 件、指定範囲の変更を伴う指定地域の変更は 3 件であった。なお、平成 28 年 3 月末現在、209 地域（42 都府県 333 市町村）で指定がされている。

## キ 水質総量削減

昭和 53 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（指定水域）において、化学的酸素要求量（COD）を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量削減制度が導入された。また、平成 13 年 12 月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素含有量及びりん含有量が追加された。

水質総量削減制度では、指定地域内の日平均排水量 50m<sup>3</sup> 以上の特定事業場（指定地域内事業場）については、排水基準に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている（法第 12 条の 2）。

都道府県知事は、法第 5 条又は法第 7 条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（法第 8 条の 2）。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（法第 13 条第 3 項）。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている（法第 14 条第 3 項）。また、指定地域内事業場から排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録し、これを保存しなければならない（法第 14 条第 2 項）、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録をし、または記録を保存しなかった者は、30 万円以下の罰金に処せられる（法第 33 条）。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を表 11、表 12 に示す。平成 28 年 3 月末現在における指定地域内事業場の数は 10,462 であり、平成 27 年 3 月末時点（10,588）と比較すると事業場数は若干減少した。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東

京湾 1,529 (約 15%)、伊勢湾 3,232 (約 31%)、瀬戸内海 5,701 (約 54%) であった。また、法第 14 条第 3 項に係る届出数は 357 件であった。

水質総量規制に関連する罰則の適用は 0 件、法第 13 条第 3 項に基づく改善措置命令も 0 件、法第 13 条の 4 に基づく指導等は 33 件であった。

## (2) 瀬戸内海法

### ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に係るのある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一当りの最大量が 50m<sup>3</sup> 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない（瀬戸内海法第 5 条第 1 項）。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときも、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第 5 条第 1 項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止等、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（瀬戸内海法第 11 条）。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を表 13 に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を表 14 に示す。瀬戸内海法第 5 条第 1 項に係る申請数は 256 件、瀬戸内海法第 8 条第 1 項に係る申請数は 458 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は、0 件であった。

### イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の内海沿岸地やこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜、干潟、岩礁その他、これらに類する自然の状態が維持されているものであって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる（瀬戸内海法第 12 条の 7）。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等をしようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができる（瀬戸内海法第 12 条の 8）。

平成 27 年（1～12 月）における自然海浜保全地区の指定は 0 件、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数は 1 件であった。なお、平成 27 年 12 月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は 91 件となっている。

### (3) 湖沼法

#### ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日当たりの平均排水量が50m<sup>3</sup>以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第7条第1項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上、水質汚濁防止法の排水基準による排水規制により難い施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第15条第1項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第5条第1項や第7条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第8条）。

平成27年度における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第5条）は、表15に示すように253件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第7条）は196件であった。また、指定施設の設置届出（経過措置）の件数（湖沼法第16条第1項）、指定施設の使用廃止届出の件数（湖沼法第17条第2項）は0件であった。指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第17条第1項）は1件であった。また、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等（湖沼法第8条）の適用事例もなかった。

#### イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第10条）。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる（湖沼法第20条第1項）。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができることとされている（湖沼法第20条第2項）。

平成27年度における改善勧告（湖沼法第20条第1項）の件数は0件であり、改善命令（湖沼法第20条第2項）についても0件であった。また、湖沼法第10条に基づく改善命令等の適用事例も0件であった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、

助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が 64 件、口頭による指導が 58 件で、内容は処理施設の改善が 10 件、その他が 113 件であった（1 件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数と指導内容の件数は必ずしも一致しない）。

特定施設又は指定施設を設置する者以外の者への湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導等（湖沼法 24 条）の件数は、文書による指導が 0 件、口頭による指導が 0 件であった。

表1 排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数

区 分	全 特 定 事 業 場 数	排 水 量 規 模				水質汚濁防止法 第5条第3項 (②、④以外の 有害物質使用特 定事業場)	有害物質貯蔵 指定事業場 (うち有害物 質貯蔵指定施 設のみ)	
		①一日あたり の平均排水量 50m <sup>3</sup> 以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	③一日あたり の平均排水量 50m <sup>3</sup> 未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場			
A 平成 28年 3月 末 現在		264,924 (2)	31,935	3,785 (2)	228,871	11,001 (0)	4,118	3,663 (432)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	261,563 (2)	28,785	3,272 (2)	228,660	10,975 (0)	4,118	
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	3,361	3,150	513	211	26		
B 平成 27年 3月 末 現在		266,875 (7)	32,381	3,813 (2)	230,225	11,207 (5)	4,269	3,309 (453)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	263,431 (7)	29,179	3,275 (2)	229,983	11,177 (5)	4,269	
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	3,444	3,202	538	242	30		
対 前 年 比 A ／ B		(99%)	(99%)	(99%)	(99%)	(98%)	(96%)	(111%)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	(99%)	(99%)	(100%)	(99%)	(98%)		
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	(98%)	(98%)	(95%)	(87%)	(87%)		

(注) 1. 括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(1)

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数								瀬戸内海法上の特定事業場				
		特定事業場					有害物質貯蔵指定事業場			総数	①			
		総数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	⑤第5条第3項 有害物質 使用特定 事業場	総数	うち有害 物質貯蔵指定 施設のみ		① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場
1	北海道	5,616	1,209	53	4,309	128	98	79	24					
2	青森県	3,862	345	16	3,515	50	2	8	1					
3	岩手県	4,698	602	44	4,061	101	35	55	2					
4	宮城県	4,569	425	34	4,131	88	13	27	4					
5	秋田県	3,174	517	27	2,657	62		10	1					
6	山形県	3,104	466	54	2,632	128	6	39						
7	福島県	5,872	756	168	5,116	253		53						
8	茨城県	7,456	799	119	6,645	163	12	172	13					
9	栃木県	7,262	980	66	6,271	157	11	60	4					
10	群馬県	3,053	540	62	2,505	98	8	40	2					
11	埼玉県	6,295	638	67	5,637	381	20	117	9					
12	千葉県	7,526	707	78	6,795	161	24	87	15					
13	東京都	2,666	96	12	1,403	288	1,167	153	31					
14	神奈川県	3,316	246	40	3,063	122	7	40	2					
15	新潟県	5,477	649	65	4,822	362	6	78	3					
16	富山県	2,496	387	91	2,098	98	11	38	3					
17	石川県	3,257	496	46	2,761	109		33	7					
18	福井県	2,000	305	45	1,689	60	6	36	6					
19	山梨県	4,446	416	45	4,030	177		36	4					
20	長野県	10,547	1,009	84	9,534	317	4	63	2					
21	岐阜県	7,522	896	79	6,626	128		62	2					
22	静岡県	7,486	977	142 (1)	6,469	141	40	101	13					
23	愛知県	8,289	1,160	272	7,125	528	4	148	13					
24	三重県	7,422	854	63	6,548	121	20	75	3					
25	滋賀県	3,098	554	82	2,539	161	5	43	4					
26	京都府	3,586	227	14	3,359	123		46	4	95	87	16	8	1
27	大阪府	1,741	103		1,560	183	78	63	10	164	151	23	13	
28	兵庫県	7,133	544	91	6,587	451	2	62	5	302	279	64	23	6
29	奈良県	2,768	211	8	2,557	128		11		223	215	19	8	2
30	和歌山県	3,004	324	11	2,680	90		11	1	79	76	4	3	
31	鳥取県	1,778	239	14	1,537	48	2	7	1					
32	島根県	2,706	341	35	2,339	46	26	4	1					
33	岡山県	2,743	167	1	2,576	94		17	2	202	191	30	11	1
34	広島県	3,704	305	8	3,393	83	6	36	19	271	267	23	4	1
35	山口県	3,238	221		2,961	33	56	65	11	248	239	39	9	
36	徳島県	3,479	108		3,366	37	5	21		172	159	19	13	
37	香川県	2,978	105		2,872	57	1	19	2	202	179	13	23	1
38	愛媛県	3,395	169		3,216	50	10	32	4	206	196	36	10	
39	高知県	2,237	253	17	1,984	46		8						
40	福岡県	4,333	630	38	3,647	77	56	54	13	49	41	1	8	1
41	佐賀県	2,260	287	28	1,973	55		31	2					
42	長崎県	5,213	309	41	4,904	60		10						
43	熊本県	2,424	436	38	1,984	57	4	31	1					
44	大分県	4,010	226	2	3,784	39		19	6	155	150	7	5	
45	宮崎県	3,125	354	11	2,767	32	4	17	2					
46	鹿児島県	4,858	743	70	4,115	243		19	3					
47	沖縄県	1,391	385	28	1,006	41		2						
都道府県計		202,613	22,716	2,309 (1)	178,148	6,455	1,749	2,238	255	2,368	2,230	294	138	13
政令市計		58,950	6,069	963 (1)	50,512	4,520	2,369	1,425	177	993	920	219	73	13
合計		261,563	28,785	3,272 (2)	228,660	10,975	4,118	3,663	432	3,361	3,150	513	211	26

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(2)

	水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数									瀬戸内海法上の特定事業場					
	特定事業場						有害物質貯蔵指定事業場			総数	①			③	④
	総数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	⑤ 第5条第3項 有害物質 使用特定 事業場	総数	うち有害 物質貯蔵指定 施設のみ	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数		② うち有害 物質使用 特定事業場	③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④ うち有害 物質使用 特定事業場		
1	札幌市	82	39	1	43	1									
2	函館市	224	43	1	160	4	21								
3	旭川市	186	23	2	127	5	36	3							
4	青森市	527	72	2	448	12	7	3	1						
5	八戸市	337	63	15	265	10	9	8	2						
6	盛岡市	478	36	5	433	39	9	3							
7	仙台市	1,014	59	7	929	102	26	11							
8	秋田市	411	80	22	329	47	2	9	2						
9	山形市	656	81	8	569	45	6	6							
10	福島市	661	111	13	546	21	4	5	1						
11	郡山市	714	112	24	599	33	3	3	2						
12	いわき市	623	159	39	463	30	1	22	2						
13	水戸市	640	51	3	589	26		4							
14	つくば市	427	18	3	396	117	13	17							
15	宇都宮市	942	130	8	791	20	21	18	4						
16	前橋市	624	113	11	511	29									
17	高崎市	448	71	12	376	39	1	16	2						
18	伊勢崎市	538	122	33	413	21	3	7							
19	太田市	353	103	23 (1)	250	44		16	2						
20	さいたま市	802	65	7	737	97		15	1						
21	川越市	366	38	8	328	77		19	3						
22	熊谷市	480	79	11	400	14	1	6							
23	川口市	342	22	1	293	60	27	37	10						
24	所沢市	153	19	4	132	19	2	6	1						
25	春日部市	307	21	3	286	15		2	1						
26	草加市	197	22	9	175	27		5							
27	越谷市	307	22	1	284	25	1	1							
28	千葉市	775	49	9	718	64	8	14							
29	市川市	403	85	11	316	22	2	14	1						
30	船橋市	441	91	5	339	19	11	6	2						
31	松戸市	312	36	11	274	25	2	7							
32	柏市	274	50	4	224	34		2							
33	市原市	458	89	26	366	17	3	32	3						
34	八王子市	473	23	1	443	73	7	9	1						
35	町田市	130	15	2	115	36									
36	横浜市	1,654	84	32	1,480	321	90	70	10						
37	川崎市	603	60	27	470	112	73	64	8						
38	相模原市	733	25	7	707	98	1	12							
39	横須賀市	83	14	10	64	33	5	8							
40	平塚市	312	14	5	295	78	3	15							
41	藤沢市	217	24	12	182	40	11	9	1						
42	小田原市	302	29	11	263	8	10	29							
43	茅ヶ崎市	97	9	4	82	17	6	9	1						
44	厚木市	259	10	3	249	50		9							
45	大和市	106	10	4	91	27	5	1							
46	新潟市	1,493	144	12	1,339	110	10	16							
47	長岡市	705	68	11	634	44	3	7	3						
48	上越市	923	104	19	816	20	3	18							
49	富山市	956	228	53	720	43	8	30	2						
50	金沢市	568	72	12	495	60	1	2							
51	福井市	380	99	12	276	22	5	9							
52	甲府市	426	57	19	369	63		3	1						
53	長野市	1,197	137	36	1,060	106									
54	松本市	619	51	12	566	48	2	6							
55	岐阜市	809	67	11	739	34	3	8							

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。



表2 都道府県・政令市別特定事業場数(3)

	水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数									瀬戸内海法上の特定事業場				
	特定事業場						有害物質貯蔵指定事業場			総数	①			
	総数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	⑤第5条第3項 有害物質 使用特定 事業場	総数	うち有害 物質貯蔵指定 施設のみ	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数		②うち有害 物質使用 特定事業場	③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場	
56	静岡市	1,186	135	20	1,023	49	28	11	2					
57	浜松市	1,044	137	41	839	35	68	14	4					
58	沼津市	948	85	13	863	14		37	6					
59	富士市	686	152	17	521	9	13	12	2					
60	名古屋	555	71	15	320	69	164	46	4					
61	豊橋市	739	95	21	634	32	10	7	1					
62	岡崎市	411	64	7	345	34	2	4						
63	一宮市	448	65	6	378	38	5	3						
64	春日井市	476	75	14	401	46		15	1					
65	豊田市	900	135	31	764	32	1	14						
66	四日市市	879	107	20	772	16		34	1					
67	大津市	355	43	12	307	35	5	5						
68	京都市	915	9		787	67	119	20	2	20	18	2	2	
69	大阪市	835	12		57	32	766	87	21	11	11	6		
70	堺市	299	19		254	65	26	37	2	60	59	22	1	
71	岸和田市	185	7		171	36	7	7	1					
72	豊中市	88	2		69	21	17	11	2					
73	吹田市	85	2		59	16	24	5		6	5		1	
74	高槻市	146	3		132	20	11	3		8	8	1		
75	枚方市	253	40	14	213	32		6		16	16	5		
76	茨木市	101	1		91	34	9	4						
77	八尾市	308	5		280	56	23	4	3	6	6	1		
78	寝屋川市	132	1		125	25	6	2		1	1			
79	東大阪市	205	10	1	123	14	72	6	1	6	6	1		
80	神戸市	869	38		775	204	56	52	9	51	49	9	2	
81	姫路市	447	51		383	18	13	18	3	58	53	9	5	1
82	尼崎市	104	4		55	6	45	33	5	22	16	9	6	5
83	明石市	74	7		55	5	12	10						
84	西宮市	170	3		167	29	2	5	2	11	10	2	1	
85	加古川市	209	9		197	13	3	7	1					
86	宝塚市	100			100	6		1		6	6			
87	奈良市	327	18		305	20	4	1		23	20	2	3	
88	和歌山市	748	59	4	678	34	11	14	5	78	73	10	5	
89	鳥取市	555	75	4	476	32	4	6						
90	松江市	420	53	4	365	20	2	2						
91	岡山市	1,022	62		937	62	23	20	1	90	83	14	7	1
92	倉敷市	783	12		770	35	1	7	2	120	114	32	6	2
93	広島市	968	37		894	68	37	39	1	37	33	9	4	
94	呉市	586	29		554	40	3	2						
95	福山市	695	25		664	53	6	12	1	54	47	6	7	
96	下関市	603	25		570	5	8	7		43	41	13	2	
97	徳島市	713	63		643	13	7	1		50	46	8	4	1
98	高松市	1,063	29		1,026	34	8	5		41	35	4	6	2
99	松山市	663	32		623	36	8	5	1	66	63	10	3	
100	高知市	651	97	17	554	15								
101	北九州市	257	7		153	17	97	56	9	53	51	24	2	
102	福岡市	383	28	3	225	3	130	13	4					
103	久留米市	350	42	5	301	10	7	1	1					
104	佐賀市	444	53	6	391	27		8						
105	長崎市	759	54	2	705	29		2	1					
106	佐世保市	515	60	4	455	13		1						
107	熊本市	1,078	90	14	973	42	15	11						
108	大分市	1,268	52		1,213	89	3	21	2	56	50	20	6	1
109	宮崎市	744	97	8	647	23		6	1					
110	鹿児島市	621	60	2	543	88	18	14	8					
111	那覇市	35	5	1	23	1	7							
	政令市計	58,950	6,069	963 (1)	50,512	4,520	2,369	1,425	177	993	920	219	73	13

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(1)

	釜房 ダム 貯水池	八郎湖		霞ヶ浦			印旛沼		手賀沼		諏訪湖		野尻湖		琵琶湖			中海			宍道湖		児島湖			総数	
	宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	千葉県	茨城県	つくば市	千葉県	千葉県	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	鳥根県	松江市	鳥根県	松江市	岡山県		岡山市
1																						1					1
1の2		13						1			1					2											18
2		7				8	1	5	1			1			2	1						1					28
3		10				2		1						6	1						10	1		1			32
4		7				8		1	1						10					2		1	1				31
5		9				4		1							1												15
6																											
7																1											1
8						1																			1		2
9		1																									1
10		2				5		3				1	1		8						1		2				23
11															1												1
12						1																					1
13																											
14																											
15																											
16		2				2			1						4						1				1		11
17		3				3									1												7
18																											
18の2						3		1																			4
18の3																											
19												1			27	1											29
20																											
21																											
21の2																											
21の3		3				1														1							5
21の4																											
22															1												1
23															1	1					1				1		4
23の2						1									2												3
24																											
25																											
26						1																					1
27						1																					1
28						1																					1
29																											
30																											
31																											
32																1											1
33						2		1							5												8
34																											
35																											
36																											
37																											
38																											
38の2																											
39																											
40																											
41																											
42																											
43																											
44																											
45																											
46															5												5
47						1		1							4										1		7



表4 特定事業場の上位10業種

順位	業種・施設名	事業場数 (構成比)	一日当たりの平均排水量 50 m <sup>3</sup> 以上の事業場数	一日当たりの平均排水量 50 m <sup>3</sup> 未満の事業場数
1	旅館業(66の3)	64,183 (24%)	4,260	59,923
2	自動式車両洗浄施設(71)	31,102 (12%)	92	31,010
3	畜産農業(1の2)	27,117 (10%)	398	26,719
4	洗濯業(67)	21,358 (8%)	502	20,856
5	豆腐・煮豆製造業(17)	11,410 (4%)	276	11,134
6	し尿処理施設(72)	11,382 (4%)	9,644	1,738
7	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	9,768 (4%)	2,150	7,618
8	水産食料品製造業(3)	8,486 (3%)	666	7,820
9	酸・アルカリ表面処理施設(65)	5,872 (2%)	1,296	4,576
10	写真現像業(68)	5,563 (2%)	18	5,545
総計		196,241 (74%)	19,302	176,939

- (注) 1. 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。  
 2. 構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。  
 3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表5 特定事業場の業種別内訳（1）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
1	鉍業・水洗炭業	(水)	146	49	9	97	
		(瀬)	14	9	6	5	1
			160	58	15	102	1
1 の 2	畜産農業	(水)	27,108	390	9	26,718	14
		(瀬)	9	8		1	
			27,117	398	9	26,719	14
2	畜産食料品製造業	(水)	2,890	545	59	2,345	20
		(瀬)	81	81	11		
			2,971	626	70	2,345	20
3	水産食料品製造業	(水)	8,424	605	3	7,819	2
		(瀬)	62	61	2	1	
			8,486	666	5	7,820	2
4	保存食料品製造業	(水)	4,813	499	5	4,314	2
		(瀬)	56	55	1	1	
			4,869	554	6	4,315	2
5	みそ・しょう油グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水)	3,297	153	8	3,144	2
		(瀬)	26	25	1	1	
			3,323	178	9	3,145	2
6	小麦粉製造業	(水)	11			11	
		(瀬)					
			11			11	
7	砂糖製造業	(水)	61	37	1	24	
		(瀬)	5	5			
			66	42	1	24	
8	パン・菓子製造業	(水)	1,084	42		1,042	
		(瀬)	18	18			
			1,102	60		1,042	
9	米菓・こうじ製造業	(水)	592	53		539	
		(瀬)	1	1			
			593	54		539	
10	飲料製造業	(水)	3,976	485	47	3,491	17
		(瀬)	58	57	5	1	
			4,034	542	52	3,492	17
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(水)	560	89	3	471	14
		(瀬)	5	5			
			565	94	3	471	14
12	動植物油脂製造業	(水)	278	48	1	230	4
		(瀬)	17	17	2		
			295	65	3	230	4
13	イースト製造業	(水)	4	2		2	
		(瀬)	1	1			
			5	3		2	
14	でん粉・化工でん粉製造業	(水)	92	61	1	31	
		(瀬)	4	4			
			96	65	1	31	

表5 特定事業場の業種別内訳（2）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
15	ぶどう糖・水あめ製造業	(水)	32	12		20	
		(瀬)	1	1			
			33	13		20	
16	麵 類 製 造 業	(水)	2,937	109		2,828	
		(瀬)	23	23			
			2,960	132		2,828	
17	豆腐・煮豆製造業	(水)	11,374	241		11,133	
		(瀬)	36	35		1	
			11,410	276		11,134	
18	インスタントコーヒー製造業	(水)	16	4		12	
		(瀬)	1	1			
			17	5		12	
18 の 2	冷凍調理食品製造業	(水)	526	124		402	
		(瀬)	35	35			
			561	159		402	
18 の 3	たばこ製造業	(水)	6	2		4	
		(瀬)					
			6	2		4	
19	紡績業・繊維製品製造業	(水)	1,976	296	59	1,680	118
		(瀬)	149	148	9	1	
			2,125	444	68	1,681	118
20	洗 毛 業	(水)	15	2		13	
		(瀬)	1	1	1		
			16	3	1	13	
21	化学繊維製造業	(水)	38	20	7	18	
		(瀬)	17	17	9		
			55	37	16	18	
21 の 2	一般製材業・木材チップ製造業	(水)	124	6		118	
		(瀬)					
			124	6		118	
21 の 3	合 板 製 造 業	(水)	267	17		250	
		(瀬)					
			267	17		250	
21 の 4	パーティクルボード製造業	(水)	21	2		19	1
		(瀬)	1	1			
			22	3		19	1
22	木 材 薬 品 処 理 業	(水)	346	9	7	337	42
		(瀬)					
			346	9	7	337	42
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水)	609	304	30	305	5
		(瀬)	87	87	9		
			696	391	39	305	5
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水)	1,614	24	8	1,590	220
		(瀬)	4	4	2		
			1,618	28	10	1,590	220

表5 特定事業場の業種別内訳（3）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
24	化 学 肥 料 製 造 業	(水)	61	15	11	46	9
		(瀬)	10	10	6		
			71	25	17	46	9
25	か性ソーダ・か性カリ製造業	(水)					
		(瀬)					
26	無 機 顔 料 製 造 業	(水)	34	16	7	18	4
		(瀬)	17	17	10		
			51	33	17	18	4
27	その他無機化学工業製品製造業	(水)	423	149	88	274	97
		(瀬)	78	78	45		
			501	227	133	274	97
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	37	10	1	27	3
		(瀬)	3	3			
			40	13	1	27	3
29	コーラタール製品製造業	(水)	3			3	1
		(瀬)	4	4	2		
			7	4	2	3	1
30	発 酵 工 業	(水)	46	11	4	35	2
		(瀬)	2	2			
			48	13	4	35	2
31	メタン誘導品製造業	(水)	10	4	1	6	3
		(瀬)	1	1	1		
			11	5	2	6	3
32	有機顔料・合成染料製造業	(水)	40	16	13	24	4
		(瀬)	8	8	4		
			48	24	17	24	4
33	合 成 樹 脂 製 造 業	(水)	272	119	55	153	30
		(瀬)	36	35	14	1	
			308	154	69	154	30
34	合 成 ゴ ム 製 造 業	(水)	15	8	6	7	1
		(瀬)	2	2	1		
			17	10	7	7	1
35	有機ゴム薬品製造業	(水)	11	6	3	5	
		(瀬)	4	4	1		
			15	10	4	5	
36	合 成 洗 剤 製 造 業	(水)	17	4	3	13	6
		(瀬)	2	2	1		
			19	6	4	13	6
37	その他石油化学工業	(水)	66	25	17	41	7
		(瀬)	30	30	19		
			96	55	36	41	7
38	石 け ん 製 造 業	(水)	28			28	
		(瀬)	3	3	1		
			31	3	1	28	

表5 特定事業場の業種別内訳（4）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
38 の 2	界 面 活 性 剤 製 造 業	(水)	1			1	
		(瀬)					
			1			1	
39	硬 化 油 製 造 業	(水)	6	1	1	5	
		(瀬)					
			6	1	1	5	
40	脂 肪 酸 製 造 業	(水)	7			7	1
		(瀬)	1	1			
			8	1		7	1
41	香 料 製 造 業	(水)	52	12	5	40	6
		(瀬)	2	2			
			54	14	5	40	6
42	ゼ ラ チ ン ・ に か わ 製 造 業	(水)	6	1		5	
		(瀬)	1	1			
			7	2		5	
43	写 真 感 光 材 料 製 造 業	(水)	12	7	3	5	1
		(瀬)	1	1	1		
			13	8	4	5	1
44	天 然 樹 脂 製 品 製 造 業	(水)	6	1		5	
		(瀬)					
			6	1		5	
45	木 材 化 学 工 業	(水)	1			1	
		(瀬)					
			1			1	
46	そ の 他 有 機 化 学 工 業 製 品 製 造 業	(水)	432	159	92	273	67
		(瀬)	48	46	21	2	1
			480	205	113	275	68
47	医 薬 品 製 造 業	(水)	348	154	67	194	75
		(瀬)	27	26	11	1	
			375	180	78	195	75
48	火 薬 製 造 業	(水)	6	4	2	2	2
		(瀬)	4	4	1		
			10	8	3	2	2
49	農 薬 製 造 業	(水)	31	7	4	24	12
		(瀬)	4	4	4		
			35	11	8	24	12
50	有 害 物 質 含 有 試 薬 製 造 業	(水)	8	2	1	6	5
		(瀬)					
			8	2	1	6	5
51	石 油 精 製 業	(水)	29	17	7	12	1
		(瀬)	15	15	5		
			44	32	12	12	1
51 の 2	自 動 車 用 タ イ ヤ ・ チ ュ ー プ ・ ゴ ム ホ ー ス ・ 工 業 用 ゴ ム 製 品 製 造 業	(水)	124	41	19	83	14
		(瀬)	16	16	8		
			140	57	27	83	14



表5 特定事業場の業種別内訳（5）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③	
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
51 の 3	医療用・衛生用ゴム製品、ゴム手袋・糸ゴム・ゴムバンド（ラテックス成形型）製造業	(水)	13	4		9
		(瀬)				
			13	4		9
52	皮 革 製 造 業	(水)	145	8	4	137
		(瀬)	1	1		20
			146	9	4	137
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水)	686	109	75 (1)	577
		(瀬)	6	6	4	238
			692	115	79 (1)	577
54	セメント製品製造業	(水)	2,442	55	8	2,387
		(瀬)	12	9	2	3
			2,454	64	10	2,390
55	生コンクリート製造業	(水)	4,946	371	8	4,575
		(瀬)	15	14		1
			4,961	385	8	4,576
56	有機質砂かべ材製造業	(水)	22			22
		(瀬)				4
			22			22
57	人造黒鉛電極製造業	(水)	7	7		
		(瀬)	1	1		
			8	8		
58	窯業原料精製業	(水)	746	65	24	681
		(瀬)	5	5	3	45
			751	70	27	681
59	砕 石 業	(水)	767	75		692
		(瀬)	9	7		3
			776	82		694
60	砂 利 採 取 業	(水)	1,636	154		1,482
		(瀬)	10	8		2
			1,646	162		1,484
61	鉄 鋼 業	(水)	281	85	33	196
		(瀬)	44	44	25	10
			325	129	58	196
62	非鉄金属製造業	(水)	253	70	51	183
		(瀬)	20	19	14	69
			273	89	65	184
63	金属製品・機械器具製造業	(水)	2,441	470	300 (1)	1,971
		(瀬)	61	57	30	517
			2,502	527	330 (1)	1,975
63 の 2	自動式洗びん施設	(水)	41	5		36
		(瀬)	1	1		
			42	6		36
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	33	33	8	
		(瀬)	18	18	10	
			51	51	18	

表5 特定事業場の業種別内訳（6）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
64	ガス供給業・コークス製造業	(水)	12	6		6	
		(瀬)	5	3	3	2	
			17	9	3	8	
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水)	708	259	20	449	15
		(瀬)	56	44	4	12	
			764	303	24	461	15
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水)	5,704	1,136	755	4,568	1,725
		(瀬)	168	160	99	8	4
			5,872	1,296	854	4,576	1,729
66	電気めっき施設	(水)	1,696	464	425	1,232	1,031
		(瀬)	31	29	23	2	2
			1,727	493	448	1,234	1,033
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1・4-ジオキサンの混合施設	(水)	221	7	2	214	3
		(瀬)	5	5	1		
			226	12	3	214	3
66 の 3	旅 館 業	(水)	63,747	3,889	43	59,858	8
		(瀬)	436	371	1	65	
			64,183	4,260	44	59,923	8
66 の 4	共 同 調 理 場	(水)	1,048	239		809	
		(瀬)	35	33		2	
			1,083	272		811	
66 の 5	弁当仕出屋・弁当製造業	(水)	1,062	293		769	2
		(瀬)	48	48			
			1,110	341		769	2
66 の 6	飲 食 店	(水)	2,804	768	7	2,036	1
		(瀬)	266	233		33	
			3,070	1,001	7	2,069	1
66 の 7	そば店・うどん店 ・すし店・喫茶店	(水)	41	6		35	
		(瀬)	3	3			
			44	9		35	
66 の 8	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	(水)	43	1		42	
		(瀬)					
			43	1		42	
67	洗 濯 業	(水)	21,305	451	57	20,854	1,494
		(瀬)	53	51	2	2	
			21,358	502	59	20,856	1,494
68	写 真 現 像 業	(水)	5,549	8	4	5,541	963
		(瀬)	14	10	2	4	1
			5,563	18	6	5,545	964
68 の 2	病 院	(水)	854	352	72	502	110
		(瀬)	82	82	6		
			936	434	78	502	110
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水)	205	116	2	89	1
		(瀬)	9	9			
			214	125	2	89	1

表5 特定事業場の業種別内訳（7）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数		② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数		④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
			(水)	(瀬)						
69 の 2	中 央 卸 売 市 場	(水)	29	8			21			
		(瀬)	3	3						
			32	11			21			
69 の 3	地 方 卸 売 市 場	(水)	102	45	2		57			
		(瀬)	3	3						
			105	48	2		57			
70	廃 油 処 理 施 設	(水)	17	3			14			
		(瀬)	3	3						
			20	6			14			
70 の 2	自 動 車 分 解 整 備 事 業 の 洗 車 施 設	(水)	778	5			773	3		
		(瀬)	2	2						
			780	5			775	3		
71	自 動 式 車 両 洗 浄 施 設	(水)	31,090	81	1		31,009	107		
		(瀬)	12	11			1			
			31,102	92	1		31,010	107		
71 の 2	科 学 技 術 に 関 す る 研 究 ・ 試 験 ・ 検 査 を 行 う 事 業 場	(水)	4,822	423	259		4,399	2,374		
		(瀬)	83	65	34		18	13		
			4,905	488	293		4,417	2,387		
71 の 3	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 で あ る 焼 却 施 設	(水)	974	66	13		908	86		
		(瀬)	10	7	2		3			
			984	73	15		911	86		
71 の 4	産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	(水)	477	80	25		397	75		
		(瀬)	12	11	4		1			
			489	91	29		398	75		
71 の 5	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン 等 に よ る 洗 浄 施 設 (前各号に該当するものを除く)	(水)	1,056	55	51		1,001	954		
		(瀬)	5	5	5					
			1,061	60	56		1,001	954		
71 の 6	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン 等 の 蒸 留 施 設 (前各号に該当するものを除く)	(水)	52	7	6		45	44		
		(瀬)	1	1	1					
			53	8	7		45	44		
72	し 尿 処 理 施 設	(水)	10,644	8,932	121		1,712	29		
		(瀬)	738	712	12		26			
			11,382	9,644	133		1,738	29		
73	下 水 道 終 末 処 理 施 設	(水)	2,165	2,115	172		50	1		
		(瀬)								
			2,165	2,115	172		50	1		
74	特 定 事 業 場 か ら の 排 水 処 理 施 設	(水)	644	290	52		354	53		
		(瀬)	44	43	12		1			
			688	333	64		355	53		
-	し尿浄化槽 (201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	(水)	9,768	2,150	5		7,618	6		
		(瀬)								
			9,768	2,150	5		7,618	6		
合 計		(水)	257,445	28,785	3,272 (2)		228,660	10,975		
		(瀬)	3,361	3,150	513		211	26		
			260,806	31,935	3,785 (2)		228,871	11,001		

(注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。  
 2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、下段は両者の合計である。  
 3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表6 届出関係、計画変更命令等(1)

水質汚濁防止法

		第5条の届出					第7条出 届	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項出 届	第10条 届出			第11条出 届
		第1項	第2項	第3項		計		第5条 関係	第7条 関係	計		氏名等 変更	使用 廃止	計	
				有害物質 使用特定施 設	有害物質 貯蔵指定施 設										
1	北海道	102		5	2	109	111				4	192	143	335	39
2	青森県	37				37	36					58	20	78	14
3	岩手県	105		3	1	109	56					101	90	191	19
4	宮城県	81				82	100					138	117	255	64
5	秋田県	92				93	27					65	70	135	33
6	山形県	107				107	96				4	74	71	145	33
7	福島県	65		1	10	76	33				2	51	47	98	5
8	茨城県	177		5	17	199	108				2	202	191	393	45
9	栃木県	148		6	2	156	109				2	135	93	228	26
10	群馬県	71		1	4	76	66				6	85	70	155	17
11	埼玉県	182		3	15	200	135				18	228	160	388	59
12	千葉県	138		5	11	154	135				7	264	177	441	46
13	東京都	80		20	9	109	60					149	145	294	19
14	神奈川県	82		2	3	87	62				2	81	88	169	19
15	新潟県	108			1	109	88					123	124	247	33
16	富山県	73			2	75	49					24	49	73	1
17	石川県	28		3	7	38	69				1	59	42	101	17
18	福井県	51			2	53	28				2	31	34	65	13
19	山梨県	105		3	11	119	47					67	60	127	32
20	長野県	90			3	93	70				1	145	111	256	26
21	岐阜県	102		6	16	124	60					109	72	181	10
22	静岡県	125		5	10	140	95				1	121	56	177	24
23	愛知県	354			15	369	263				2	413	306	719	156
24	三重県	121		1	5	127	122					173	125	298	50
25	滋賀県	145			12	157	179				4	137	112	249	18
26	京都府	103			3	106	49				2	106	82	188	22
27	大阪府	70		5	3	78	87				12	110	116	226	23
28	兵庫県	78			7	85	62					131	65	196	16
29	奈良県	29				29	5					16	23	39	4
30	和歌山県	69				69	21					54	66	120	16
31	鳥取県	32			2	34	28					55	59	114	12
32	島根県	41		2	1	44	34					52	36	88	25
33	岡山県	39		7	1	47	29				3	87	100	187	17
34	広島県	76		5		81	45					79	46	125	23
35	山口県	36		2	8	46	36					62	22	84	11
36	徳島県	29		1	7	37	10					23	13	36	4
37	香川県	30				30	29				1	51	45	96	11
38	愛媛県	23			2	25	21				1	42	38	80	8
39	高知県	35			1	36	16				1	34	28	62	12
40	福岡県	88		6	13	107	80					150	96	246	18
41	佐賀県	80		1	3	84	49				1	72	62	134	10
42	長崎県	176			1	177	88					114	77	191	41
43	熊本県	87			4	91	52				1	86	37	123	6
44	大分県	94				94	11					50	103	153	17
45	宮崎県	68			2	70	57					67	60	127	42
46	鹿児島県	71				71	47					73	39	112	17
47	沖縄県	87		4		91	14					52	32	84	13
都道府県計		4,210		102	218	4,530	3,074				80	4,791	3,818	8,609	1,186
政令市計		1,968		187	135	2,290	1,553				95	2,789	2,194	4,906	438
合計		6,178		289	353	6,820	4,627				175	7,580	6,012	13,515	1,624

表6 届出関係、計画変更命令等(2)

水質汚濁防止法

		第5条の届出				第7条届出	第8条に基づく計画変更命令等			第6条第1項届出	第10条届出			第11条届出	
		第1項	第2項	第3項			計	第5条関係	第7条関係		計	氏名等変更	使用廃止		計
				有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設										
1	札幌市	2		9		11					16	9	25		
2	函館市	1				1					8	2	10	1	
3	旭川市	3				3					20	10	30		
4	青森市	11			1	12				1	15	17	32	3	
5	八戸市	17				17					13	9	22	2	
6	盛岡市	4				4					23	5	28	1	
7	仙台市	6			2	8				3	83	10	93	13	
8	秋田市	13			1	14				1	11	7	18	4	
9	山形市	9				9					24	9	33	8	
10	福島市	13				13					12		12	2	
11	郡山市	27			1	28					38	33	71	1	
12	いわき市	29		1	5	35				2	60	35	95	8	
13	水戸市	3				3					17	10	27		
14	つくば市	106		2	4	112				3	46	102	148	3	
15	宇都宮市	22			1	23				2	20	17	37	4	
16	前橋市	19		3		22					33	8	41	3	
17	高崎市	19			2	21					42	22	64	6	
18	伊勢崎市	15			3	18					26	16	42		
19	太田市	24				24					18	13	31	2	
20	さいたま市	17				17					28	36	64	5	
21	川越市	9				9					22	9	31	2	
22	熊谷市	7				7					25	8	33	4	
23	川口市	12		1	3	16				10	14	16	30		
24	所沢市	1				1					17	7	24	4	
25	春日部市	7				7					4	4	8		
26	草加市	5				5					7	4	11		
27	越谷市	9				9					9	16	25	3	
28	千葉市	32			3	35				1	47	16	63	9	
29	市川市	1			1	2					25	8	33		
30	船橋市	15		1		16				1	62	24	86	5	
31	松戸市	18			3	21					21	13	34	3	
32	柏市	6		1		7				1	8	8	16	4	
33	市原市	15		1	6	22				2	48	18	66	3	
34	八王子市	27		1	1	29				1	54	83	137	25	
35	町田市	23				23					20	15	35	2	
36	横浜市	86		9	7	102					119	92	211	12	
37	川崎市	38		17	6	61					50	42	92	3	
38	相模原市	25			2	27					35	39	74	9	
39	横須賀市	9				9					17	23	40	4	
40	平塚市	24			3	27				1	26	18	44	2	
41	藤沢市	16		2		18					21	28	49	2	
42	小田原市	13				13					10	7	17	8	
43	茅ヶ崎市	31		1	1	33				1	16	10	26		
44	厚木市	17		1		18					15	16	31	2	
45	大和市	4				4					5	8	13	2	
46	新潟市	15		3	1	19					56	13	69	6	
47	長岡市	9				9					11	9	20		
48	上越市	17		1		18					23	17	40	2	
49	富山県	37		11	9	57					33	25	58	3	
50	金沢市	29				29					42	19	61		
51	福井市	12		1	3	16					12	18	30		
52	甲府市	3				3					5	9	14	1	
53	長野市	19			3	22					13	15	28	1	
54	松本市	17				17					29	14	43	6	
55	岐阜市	13				13					33	18	51		

表6 届出関係、計画変更命令等(3)

水質汚濁防止法

		第5条の届出				第7条出 届	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条第1項出 届	第10条届出			第11条出 届	
		第1項	第2項	第3項			計	第5条関係	第7条関係		計	氏名等 変更	使用 廃止		計
				有害物質 使用特定施 設	有害物質 貯蔵指定施 設										
56	静岡市	15			1	16					49	23	72	9	
57	浜松市	32		13	1	46				10	52	71	123	10	
58	沼津市	2			1	3					13	5	18	1	
59	富士市	27		5	3	35					21	18	39	6	
60	名古屋	25		5	2	32				10	36	32	68	5	
61	豊橋市	21		1		22					26	20	46	2	
62	岡崎市	20				20					21	13	34	3	
63	一宮市	20			1	21					28	26	54	7	
64	春日井市	15			2	17					41	30	71	9	
65	豊田	79			1	80					55	64	119	10	
66	四日市	25		4	3	32					35	20	55	2	
67	大津市	17				17					17	9	26	2	
68	京都市	32		8	1	41				3	31	27	58	1	
69	大阪市	11		24	11	46					47	64	111	15	
70	大塚	9			1	10				4	27	15	42	2	
71	岸和田	7		3		10					11	10	21	2	
72	豊中市	8		1		9					7	10	17	3	
73	吹田市	56		4		60				1	12	35	47	5	
74	高槻	7		2		9				1	18	15	33	4	
75	枚方	11				11				1	17	18	35	2	
76	茨木	20		1		21					8	12	20	1	
77	八尾	6		1		7				1	9	9	18	7	
78	寝屋川	5				5					11	6	17	2	
79	東大阪			2		2				2	2		2		
80	神戸	44		5	2	51				4	52	45	97	5	
81	姫路	14			1	15					25	8	33	2	
82	尼崎市	3		9	6	18				8	12	14	26		
83	明石	14				14					17	31	48	6	
84	西宮	6				6				5	15	10	25		
85	加古川	8		1	1	10					14	6	20	4	
86	宝塚	4				4					1	1	2		
87	奈良	12			1	13					8	7	15	1	
88	和歌山	10		2		12					9	6	15	1	
89	鳥取	6				6					14	3	17		
90	松江	11				11					13	16	29	48	
91	岡山	27		4	1	32				2	59	39	98	5	
92	倉敷	17			1	18					21	24	45	5	
93	広島	30		6	4	40				3	51	54	105	10	
94	呉	4				4					9	7	16	2	
95	福山	21			3	24					22	26	48	6	
96	下関	2				2					7	8	15		
97	徳島	10		2		12					17	9	26	1	
98	高松	20		1		21				2	36	19	55	8	
99	松山	6			2	8				1	22	10	32	1	
100	高知	4			1	5					16	5	21	1	
101	北九州	8		4	5	17				5	22	22	44		
102	福岡	6		9		15				2	15	21	36		
103	久留米	12		2		14					9	7	16		
104	佐賀	29			2	27					41	36		11	
105	長崎	15				15					25	16	41	3	
106	佐世保	35				35					35	32	67	5	
107	熊本	35			3	38					19	26	45	1	
108	大分	38			1	39					35	30	65	5	
109	宮崎	22				22					12	17	29	4	
110	鹿児島	43			1	44					34	28	62		
111	那覇	1		2		3					1		1		
政令市計		1,968		187	135	2,286				95	2,789	2,194	4,906	438	

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(1)

水質汚濁防止法

		改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査(第22条第1項)										
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水	地下水	立入検査事業場数										
												昼間 立入	(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	夜間 立入	(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	計				
																		(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	うち、瀬戸内 海法上の特 定区域を設 置する工 場、事業場 に係るもの		
1	北海道	1										853	2	98					853	2	98	
2	青森県											381		2					381		2	
3	岩手県											582		173					582		173	
4	宮城県											569		82					569		82	
5	秋田県											688		3					688		3	
6	山形県											249		61					249		61	
7	福島県											341		130					341		130	
8	茨城県											529		69					529		69	
9	栃木県											466		236					466		236	
10	群馬県											248		104					248		104	
11	埼玉県											1,583		473					1,583		473	
12	千葉県	1										873		168					873		168	
13	東京都											510		176					510		176	
14	神奈川県											295		124					295		124	
15	新潟県											393		137					393		137	
16	富山県											184		64					184		64	
17	石川県											227		54					227		54	
18	福井県											250		58					250		58	
19	山梨県											358		87	3				361		87	
20	長野県											1,139		129					1,139		129	
21	岐阜県											841	247	67					841	247	67	
22	静岡県											499		101	18				517		101	
23	愛知県											2,564		774					2,564		774	
24	三重県											541		182					541		182	
25	滋賀県											392		77					392		77	
26	京都府											329		128					329		128	131
27	大阪府											1,015		369					1,015		369	214
28	兵庫県											441		25					441		25	150
29	奈良県											172		14					172		14	70
30	和歌山県											111		41					111		41	37
31	鳥取県											245		6					245		6	
32	島根県											248		28					248		28	
33	岡山県											460		133					460		133	167
34	広島県											525		479					525		479	
35	山口県											451		21					451		21	206
36	徳島県											228		38					228		38	102
37	香川県											353		67					353		67	149
38	愛媛県											304		18					304		18	118
39	高知県											148							148			
40	福岡県											444		15					444		15	27
41	佐賀県											353		103					353		103	
42	長崎県											1,174							1,174			
43	熊本県											374		222	1				375		222	
44	大分県											504		17					504		17	
45	宮崎県											745		139					745		139	
46	鹿児島県	1										281		21					281		21	
47	沖縄県											153		6					153		6	
	都道府県計	5										24,613	249	5,519	22				24,635	249	5,519	1,371
	政令市計											12,705	379	2,626	470		13		13,175	379	2,639	1,588
	合計	5										37,318	628	8,145	492		13		37,810	628	8,158	2,959

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(2)

水質汚濁防止法

		行政指導															
		公共用水域								地下水							
		指導件数			指導内容					指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	浸透の一 時停止	地下水の 浄化	未然防止 措置関係	その他	合計
1	北海道	30	123	153	38	2	132	172			1	1				1	1
2	青森県	21	65	86	13		73	86									
3	岩手県	30	12	42	23		19	42									
4	宮城県	36	100	136	23		118	141			6	6			6		6
5	秋田県	17	115	132	9		123	132									
6	山形県	21	72	93	41		65	106									
7	福島県	19	89	108	44	1	63	108	1		1					1	1
8	茨城県	57	164	221	49		172	221									
9	栃木県	169	4	173	13		233	246									
10	群馬県	14	126	140	20		120	140									
11	埼玉県	76	451	527	215	1	317	533	3	247	250	1		5	245	1	252
12	千葉県	81	319	400	178		224	402	4	40	44	10		9	27		46
13	東京都	3	106	109	10		99	109		131	131			115	16		131
14	神奈川県	8	18	26	13		13	26	20	2	22			22			22
15	新潟県	11	23	34	9		26	35									
16	富山県		1	1	1			1									
17	石川県	12		12			12	12									
18	福井県	5	11	16	2		14	16		2	2				2		2
19	山梨県	31	170	201	24	2	176	202		23	23	1		14	8		23
20	長野県	98	120	218	70		173	243	9	2	11			12			12
21	岐阜県	6		6	6			6									
22	静岡県	15	18	33	11		22	33									
23	愛知県	99	924	1,023	72	1	950	1,023									
24	三重県	36	173	209	17	2	190	209									
25	滋賀県	98	10	108			108	108									
26	京都府	25	2	27	21		6	27									
27	大阪府	33	279	312	126	1	186	313		121	121			103	18		121
28	兵庫県	7		7	5	1	1	7									
29	奈良県	11	1	12	11			12									
30	和歌山県	7	125	132		3	129	132	4		4			2	2		4
31	鳥取県	11	2	13	13			13									
32	島根県	36	2	38	18		23	41									
33	岡山県	42	41	83	7		76	83	6	32	38			38			38
34	広島県	64	1	65	35		30	65									
35	山口県	22	19	41	2		39	41									
36	徳島県	7		7	7			7									
37	香川県	41	5	46	28		18	46	2		2						2
38	愛媛県	3	42	45	7		38	45						2			
39	高知県	11	19	30	12		24	36									
40	福岡県	32		32	15		17	32									
41	佐賀県	16	54	70	16		54	70									
42	長崎県	13	46	59	13		46	59									
43	熊本県	18	69	87	20		69	89									
44	大分県	8	20	28	12		16	28									
45	宮崎県	34	26	60	50		10	60									
46	鹿児島県	22		22	22			22									
47	沖縄県	9	55	64	16	1	48	65									
	都道府県計	1,465	4,022	5,487	1,357	15	4,273	5,645	49	607	656	12		8	570	71	661
	政令市計	720	1,146	1,866	696	3	1,216	1,915	46	191	234	1		15	121	100	237
	合計	2,185	5,168	7,353	2,053	18	5,489	7,560	95	798	890	13		23	691	171	898

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。



表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(3)

水質汚濁防止法

	改善命令						浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査(第22条第1項)								
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水	地下水	立入検査事業場数								
											昼間 立入	(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	夜間 立入	(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	計		
																	(うち第 5条第2項 に係るもの)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るもの	うち瀬戸内 海海上の特 定施設を設 置する工場、事業場 に係るもの
1	札幌市									40		40				40			
2	函館市									28		28				28			
3	旭川市									44		44				44			
4	青森市									81	10	81				81	10		
5	八戸市									76		76				76			
6	盛岡市									40	2	40				40	2		
7	仙台市									126	17	126				126	17		
8	秋田市									84		84				91			
9	山形市									51	20	51	7			51	20		
10	福島市									84	4	84				84	4		
11	郡山市									198	34	198				198	34		
12	いわき市									98		98				98			
13	水戸市									14	5	14				14	5		
14	つくば市									45	35	45				45	35		
15	宇都宮市									79	26	79				79	26		
16	前橋市									109		109				109			
17	高崎市									174	85	174				174	85		
18	伊勢崎市									69	52	69				69	52		
19	太田市									35	3	35				35	3		
20	さいたま市									204	14	204				204	14		
21	川越市									388	188	388				388	188		
22	熊谷市									101	6	101				101	6		
23	川口市									93		93				93			
24	所沢市									85	10	85				85	10		
25	春日部市									52	3	52				52	3		
26	草加市									35	2	35				35	2		
27	越谷市									119	14	119				119	14		
28	千葉市									123	18	123				123	18		
29	市川市									145		145				145			
30	船橋市									202	31	202				202	31		
31	松戸市									81		81				81			
32	柏市									67	14	67				67	14		
33	市原市									140		140	1			141			
34	八王子市									55		55				55			
35	町田市									52	18	52				52	18		
36	横浜市									480	27	480				480	27		
37	川崎市									301	40	301	3			304	40		
38	相模原市									125	41	125				125	41		
39	横須賀市									69	46	69	4	4		73	50		
40	平塚市									92	52	92				92	52		
41	藤沢市									110		110				110			
42	小田原市									28		28				28			
43	茅ヶ崎市									45	27	45				45	27		
44	厚木市									8		8				8			
45	大和市									42	5	42				42	5		
46	新潟市									244		244	4			248			
47	長岡市									55		55	1			56			
48	上越市									111		111				111			
49	富山市									208	8	208				208	8		
50	金沢市									188	71	188	5	1		193	72		
51	福井市									108	6	108				108	6		
52	甲府市									15		15				15			
53	長野市									117	14	117				117	14		
54	松本市									82	33	82	2			84	33		
55	岐阜市									125	61	125	2			127	61		

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(4)

水質汚濁防止法

		行政指導															
		公共用水域							地下水								
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容					
		文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	浸透の一時停止	地下水の浄化	未然防止措置関係	その他	合計
1	札幌市																
2	函館市	1	1	2	2		2										
3	旭川市																
4	青森市	8	51	59	8		51	59							7		7
5	八戸市	7		7	1		6	7		7							
6	盛岡市	12	9	21	13		8	21									
7	仙台市	10	10	20	20			20									
8	秋田市	2		2	2			2									
9	山形市	4	11	15	6		13	19									
10	福島市	2		2	2			2									
11	郡山市		1	1	1			1		1						1	1
12	いわき市	2		2	2			2									
13	水戸市		1	1	1			1									
14	つくば市	5	2	7	5		2	7	18		18				18		18
15	宇都宮市	3		3	1		2	3									
16	前橋市	18		18	18			18									
17	高崎市	8		8	8			8	10		10				10		10
18	伊勢崎市	18	8	26	22		4	26									
19	太田市	2	5	7	7			7		1	1	1					1
20	さいたま市	28		28	28			28									
21	川越市	21		21	21			21									
22	熊谷市	5	17	22	5		17	22									
23	川口市	11		11	11			11									
24	所沢市	5	16	21			21	21	3	2	5				4	1	5
25	春日部市	12		12	12			12									
26	草加市	5	8	13	5		8	13									
27	越谷市	23		23	23			23									
28	千葉市	7		7	7			7									
29	市川市	16		16	16			16									
30	船橋市	19		19			19	19									
31	松戸市	6		6	6			6									
32	柏市	4		4	4			4									
33	市原市	13	2	15	15			15									
34	八王子市	2		2	1		1	2									
35	町田市	1	1	2			2	2									
36	横浜市	3	288	291	3		288	291		96	96		14		82		96
37	川崎市	7	5	12	13		2	15	7		7				7		7
38	相模原市		19	19	5		15	20		6	6			6			6
39	横浜須賀																
40	平塚市	10		10			10	10									
41	藤沢市	4	1	5	2		3	5									
42	小田原市		2	2	2			2									
43	茅ヶ崎市		3	3	2		1	3									
44	厚木市																
45	大和市	2		2	2			2		3				3			3
46	新潟市	20		20			20	20									
47	長岡市	4		4			4	4									
48	上越市	4	12	16	4		12	16									
49	富山市	14		14	14			14									
50	金沢市	10		10			10	10									
51	福井市	12	9	21	15		6	21									
52	甲府市	1	8	9	1		8	9									
53	長野市	4	6	10	10			10									
54	松本市	1	3	4	1		3	4		9	9			9			9
55	岐阜市	8	10	18	8		10	18									

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（5）

水質汚濁防止法

	改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査(第22条第1項)								
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水	地下 水	立入検査事業場数								
											昼間 立入	(うち第 5条第2 項に 係るも の)	うち、地 下水汚 染未 然防止 に係る もの	夜間 立入	(うち第 5条第2 項に 係るも の)	うち、地 下水汚 染未 然防止 に係る もの	計		
																	(うち第 5条第2 項に 係るも の)	うち、地 下水汚 染未 然防止 に係る もの	うち瀬戸 内海 上の特 定施設 を設 置する 工場、 事業場 に係る もの
56	静岡市									87		32				87		32	
57	浜松市									118		64				118		64	
58	沼津市									73						73			
59	富士市									157		42	51			208		42	
60	名古屋									324		155	7			331		155	
61	豊橋市									109		36	1			110		36	
62	岡崎市									100		37				100		37	
63	一宮市									124		51				124		51	
64	春日井市									121			2			123			
65	豊田市									155		60				155		60	
66	四日市市									57						57			
67	大津市									51						51			
68	京都市									88		37				88		37	12
69	大阪市									171		74	12		6	183		80	53
70	堺市									227		87				227		87	79
71	岸和田市									44		25				44		25	9
72	豊中市									24		9				24		9	
73	吹田市									101		69				101		69	16
74	高槻市									60		8	4			64		8	26
75	枚方市									100		9				100		9	31
76	茨木市									34		17				34		17	11
77	八尾市									143		8				143		8	14
78	寝屋川市									16		5				16		5	2
79	東大阪市									376	376					376	376		
80	神戸市									297		61				297		61	54
81	姫路市									196		26	6			202		26	100
82	尼崎市									348		121				348		121	141
83	明石市									131		19				131		19	63
84	西宮市									88						88			41
85	加古川市									112		9				112		9	86
86	宝塚市									8						8			
87	奈良市									62		11				62		11	24
88	和歌山市									194			284			478			387
89	鳥取市									14						14			
90	松江市									12		12				12		12	
91	岡山市									184		3				184		3	86
92	倉敷市									323		3	33			356		3	
93	広島市									252		158				252		158	51
94	呉市									106		18	9		2	115		20	55
95	福山市									99			5			104			
96	下関市									79			6			85			
97	徳島市									112		33				112		33	55
98	高松市									132		20				132		20	35
99	松山市									149		42	7			156		42	
100	高知市									20		8				20		8	
101	北九州市									193		73	2			195		73	123
102	福岡市									55		16				55		16	
103	久留米市									40		3				40		3	
104	佐賀市									55		9	1			56		9	
105	長崎市									51		1				51		1	
106	佐世保市									72						72			
107	熊本市									63		17				63		17	
108	大分市									233		36	11			244		36	34
109	宮崎市									41		1				41		1	
110	鹿児島市									154		4				154		4	
111	那覇市																		
	政令市計									12,705	379	2,626	470		13	13,175	379	2,639	1,588

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(6)

水質汚濁防止法

	行政指導																
	公共用水域							地下水									
	指導件数			指導内容				指導件数			指導内容						
	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	浸透の一 時停止	地下水の 浄化	未然防止 措置関係	その他	合計	
56	静岡市	22	12	34	3	34	37										
57	浜松市	8	67	75	8	67	75										
58	沼津市	11		11	6	5	11										
59	富士市	11		11	1	40	41										
60	名古屋	1	9	10	3	7	10										
61	豊橋市	18	41	59	59		59										
62	岡崎市	18	17	35	18	17	35										
63	一宮市	12	54	66	12	54	66										
64	春日井市	18	23	41	16	25	41										
65	豊田市	6	24	30	25	5	30	1	24	25				21	4	25	
66	四日市市		2	2		2	2										
67	大津市																
68	京都市	5		5	5		5										
69	大阪市	1		1		1	1										
70	堺市	18		18	18		18										
71	岸和田市	7	10	17	11	6	17										
72	豊中市																
73	吹田市		3	3		3	3	7	10	17				13	4	17	
74	高槻市	3	16	19	7	13	20		2	2				2		2	
75	枚方市	9	3	12		12	12										
76	茨木市	2	13	15		21	21		2	2			1		1	2	
77	八尾市	52		52	52		52										
78	寝屋川市																
79	東大阪市	6	225	231	1	230	231										
80	神戸市	10	19	29	29		29										
81	姫路市	2		2		2	2										
82	尼崎市		11	11	4	1	7	12									
83	明石市								18	18				18		18	
84	西宮市	3		3		3	3										
85	加古川市		3	3		3	3										
86	宝塚市																
87	奈良市		3	3		3	3										
88	和歌山市	9		9	1	8	9										
89	鳥取市																
90	松江市	1		1	1		1										
91	岡山市	15	7	22	1	21	22										
92	倉敷市	7		7	4	3	7										
93	広島市																
94	呉市	1		1	1		1										
95	福山市	2	5	7	7		7										
96	下関市	1		1	1		1										
97	徳島市	1	3	4	4		4										
98	高松市	15		15	15		15										
99	高知市	3	1	4		4	4										
100																	
101	北九州市	7		7		7	7										
102	福岡市	3	2	5	5		5										
103	久留米市	3	9	12		12	12										
104	佐賀市	5	28	33		33	33	10	10				10		10		
105	長崎市		8	8	8		8										
106	佐世保市	6		6		6	6										
107	熊本市	1	8	9	2	7	9										
108	大分市	2	2	2	1	1	2										
109	宮崎市	1		1	1		1										
110	鹿児島市	9	4	13	11	2	13										
111	那覇市	3	5	8		8	8										
	政令市計	720	1,146	1,866	696	3	1,216	1,915	46	191	234	1		15	121	100	237

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表 8 計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳

○改善命令（第13条第1項）

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある項目
水産食料品製造業（3）	1	カドミウム
保存食料品製造業（4）	1	生物化学的酸素要求量（BOD）、 浮遊物質量（SS）、大腸菌群数
金属製品・機械器具製造業（6 3）	1	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物
酸・アルカリ表面処理施設（6 5）	2	鉛、亜鉛、ふっ素

（注）

1. 業種における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 表7において件数が0のものについては掲載していない。

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（1）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項		第4項		
				公共用 水	地下水	公共用 水	地下水	公共用 水	地下水	応急措置 命令		
1	北海道			2				11	7			
2	青森県			1				5				
3	岩手県			1	1			1				
4	宮城県			3				1				
5	秋田県							1				
6	山形県			2	1			8				
7	福島県			1				1	1			
8	茨城県			6				1				
9	栃木県					1						
10	群馬県			6		2		2				
11	埼玉県			6	1		1	1	1			
12	千葉県							1				
13	東京都											
14	神奈川県			2				2				
15	新潟県			2	1			12	5			
16	富山県							4	1			
17	石川県			3								
18	福井県											
19	山梨県			5		1						
20	長野県			5		1		15				
21	岐阜県			6		2		14				
22	静岡県			3		3						
23	愛知県			6		3		4				
24	三重県			5				4				
25	滋賀県			13				3				
26	京都府			2				3	1			
27	大阪府			3				5	1			
28	兵庫県			2				3				
29	奈良県											
30	和歌山県			3				1				
31	鳥取県			3				4				
32	島根県							2				
33	岡山県			2		4		4				
34	広島県					1						
35	山口県							2				
36	徳島県							1				
37	香川県							5				
38	愛媛県			2				1				
39	高知県											
40	福岡県			5		1		8				
41	佐賀県			1				4				
42	長崎県	2						7				
43	熊本県			1				4				
44	大分県			3				3				
45	宮崎県			4								
46	鹿児島県			4				8				
47	沖縄県											
都道府県計		2		113	4	19	1	156	17			
政令市計		1		80	6	8	5	76	24			
合計		3		193	10	27	6	232	41			

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（2）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項		第4項		
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令		
1	札幌市										11	
2	函館市									1		
3	旭川市							1				
4	青森市									1	1	
5	八戸市											
6	盛岡市											
7	仙台市				4							
8	秋田市									2		
9	山形市				1					3		
10	福島市				1					3		
11	郡山市									3		
12	いわき市											
13	水戸市											
14	つくば市											
15	宇都宮市				4							
16	前橋市											
17	高崎市				1					1		
18	伊勢崎市				2							
19	太田市											
20	さいたま市											
21	川越市				3							
22	熊谷市				2							
23	川口市											
24	所沢市											
25	春日部市											
26	草加市											
27	越谷市				1							
28	千葉市											
29	市川市				1							
30	船橋市											
31	松戸市				2					1		
32	柏市											
33	市原市	1										
34	八王子市				1							
35	町田市											
36	横浜市				3	2				4		
37	川崎市						1			2		
38	相模原市											
39	横須賀市									3		
40	平塚市											
41	藤沢市											
42	小田原市											
43	茅ヶ崎市											
44	厚木市						1					
45	大和市											
46	新潟市				1	1			1		2	
47	長岡市									1		
48	上越市				5					1		
49	富山市											
50	金沢市											
51	福井市				2			1		3		
52	甲府市									2		
53	長野市				3							
54	松本市											
55	岐阜市										1	

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（3）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項		第4項		
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令		
56	静岡市			3		1		4				
57	浜松市			3	2		1	10	3			
58	沼津市			3								
59	富士市			12		1		2				
60	名古屋市											
61	豊橋市											
62	岡崎市			1				3				
63	一宮市			1				1				
64	春日井市							1				
65	豊田市							1				
66	四日市市											
67	大津市											
68	京都市							3				
69	大阪市											
70	堺市											
71	岸和田市											
72	豊中市											
73	吹田市											
74	高槻市											
75	枚方市											
76	茨木市											
77	八尾市											
78	寝屋川市											
79	東大阪市											
80	神戸市			1				1				
81	姫路市			1	1	2			1			
82	尼崎市			2								
83	明石市											
84	西宮市											
85	加古川市											
86	宝塚市											
87	奈良市											
88	和歌山市			2								
89	鳥取市											
90	松江市			1								
91	岡山市			3								
92	倉敷市						2	5	2			
93	広島市			3								
94	呉市											
95	福山市							1				
96	下関市											
97	徳島市			2								
98	高松市							2				
99	松山市			1								
100	高知市											
101	北九州市							2				
102	福岡市							1	1			
103	久留米市							2				
104	佐賀市			1								
105	長崎市											
106	佐世保市							2				
107	熊本市			3				2				
108	大分市						1	1	2			
109	宮崎市							1				
110	鹿児島市											
111	那覇市											
	政令市計	1		80	6	8	5	76	24			



表10 排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳

○排水基準違反（第31条第1項）

業種別内訳

違反業種・施設名	件数
畜産農業（1の2）	1
水産食料品製造業（3）	1
酸・アルカリ表面処理施設（65）	1

項目別内訳

違反項目	件数
化学的酸素要求量（COD）	2
浮遊物質（SS）	2
生物化学的酸素要求量（BOD）	1
水素イオン濃度（pH）	1

（注）

1. 違反業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
3. 表9において件数が0のものについては掲載していない。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（1）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m3未満	施行令別表 第4の施設を 設置する事 業場	その他				
東 京 湾	埼玉県	535			20 (20)	4 (4)		7			5,346
	千葉県	181						14			1,928
	東京都	79						5			1,270
	神奈川県	2									146
	都府県計	797				20 (20)	4 (4)		26		8,690
	政令市計	732							41		5,601
	合計	1,529				20 (20)	4 (4)		67		14,291
伊 勢 湾	岐阜県	781			2	1	1	26			5,580
	愛知県	1,140			3		1	29			6,991
	三重県	632						8			4,675
	都府県計	2,553			5	1	2	63			17,246
	政令市計	679			1 (1)			37			4,360
	合計	3,232				6 (1)	1	2	100		21,606
瀬 戸 内 海	京都府	143						8			1,344
	大阪府	254						10			1,573
	兵庫県	595						13			4,075
	奈良県	365						1			1,979
	和歌山県	161						3			1,130
	岡山県	352						8			2,576
	広島県	564						7			2,766
	山口県	391						19			2,470
	徳島県	254						13			3,033
	香川県	284						11			284
海	愛媛県	346						14			2,977
	福岡県	88						1			442
	大分県	301						3			2,990
	都府県計	4,098						111			27,639
	政令市計	1,603						79			12,813
	合計	5,701						190			40,452
都府県合計	7,448				25 (20)	5 (4)	2	200		53,575	
政令市合計	3,014				1 (1)			157		22,774	
合計	10,462				26 (21)	5 (4)	2	357		76,349	

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（2）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m3未満	施行令別表 第4の施設 を設置する 事業場	その他				
東 京 湾	さいたま市	61									
	川越市	38									328
	熊谷市	51						2			355
	川口市	15						14			192
	所沢市	19									132
	春日部市	21						1			286
	草加市	7									175
	越谷市	22						1			284
	千葉市	34						5			618
	市川市	85									316
船橋市	78									234	
松戸市	松戸市	36						2			261
	柏市	6									9
	市原市	89						2			366
	八王子市	23									443
	町田市	9									67
	横浜市	70						3			1,051
	川崎市	59						9			471
	横須賀市	9						2			13
	政令市計	732						41			5,601
	伊 勢 湾	岐阜市	67								
名古屋市		71						10			327
豊橋市		95						2			634
岡崎市		64						5			345
一宮市		65						2			378
春日井市		75				1 (1)		1			401
豊田市		135						6			764
四日市市		107						11			772
政令市計		679				1 (1)		37			4,360
瀬 戸 内		京都市	23								
	大阪市	23						2			16
	堺市	78									257
	岸和田市	14									178
	豊中市	2									69
	吹田市	6									60
	高槻市	11									126
	枚方市	28						1			111
	茨木市	5						1			100
	八尾市	11									280
海	寝屋川市	1									6
	東大阪市	15									110
	神戸市	87						5			777
	姫路市	104						6			404
	尼崎市	20						20			62
	明石市	19						1			57
	西宮市	13									167
	加古川市	27						3			198
	宝塚市	6									
	奈良市	33									303
和歌山市	和歌山市	132									683
	岡山市	143						4			944
	倉敷市	135						13			809
	広島市	70						1			898
	呉市	42						2			554
	福山市	72						2			671
	下関市	55						3			538
	徳島市	109						4			647
	高松市	64						4			1,040
	松山市	95						3			626
北九州市	北九州市	58						2			148
	大分市	102						2			1,222
	政令市計	1,603						79			12,813
政令市合計	3,014				1 (1)		157			22,774	

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表12 計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳

該当なし

表13 瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可				第8条第1項の許可				第11条の措置命令			第7条第2項届出	第8条第4項届出	第9条 届出			第10条第3項届出	第12条の8届出
	申請	許可	不許可	審査中	申請	許可	不許可	審査中	第5条関係	第8条関係	計			氏名等変更	使用廃止	計		
京都府	8	7		1	17	14		3				6	10	10	20	2		
大阪府	10	8		2	23	22		1				3	27	10	37	5		
兵庫県	29	23		6	48	43		5				5	49	28	77	4		
奈良県	1	1			3	3							3	4	7	1		
和歌山県	5	5			9	9							6	8	14	1		
岡山県	22	19		3	21	21						6	31	29	60	4		
広島県	21	21			23	23						2	34	8	42	7		
山口県	22	17		5	48	42		6				4	46	9	55	6		
徳島県	14	10		4	25	21		4					24	16	40	4		
香川県	17	17			11	11						1	21	14	35	3		
愛媛県	14	13		1	31	29		2					25	16	41	2		
福岡県	3	1		2	7	6		1					9		9	2		
大分県	7	6		1	4	4						3	5	9	14	2		
都道府県計	173	148		25	270	248		22				30	290	161	451	43		
京都市																		
大阪市	1	1			3	3						1	1	2	3	1		
堺市	8	8			6	6							6	7	13			
豊中市																		
高槻市	1	1			2	2							1		1			
枚方市	5	5			6	6							3	7	10	1		
東大阪市																		
神戸市	8	8			20	20						2	12	2	14			
姫路市	4	4			10	8		2				1	11	4	15			
尼崎市	9	6		3	19	16		3					10	6	16			
西宮市													3	1	4			
奈良市													2	2	4	2		
和歌山市	1	1			3	3							5	2	7	1		
岡山市	5	5			11	11						1	26	5	31			
倉敷市	12	12			30	30						7	19	21	40	1		
広島市	4	4			10	10							2	3	5			
福山市	2	2			11	11						1	8	4	12	1		
下関市	4	4			2	2							9	3	12			
徳島市	1	1			12	12						4	14	6	20			
高松市	3	3			5	5							9	4	13	1		
松山市	3	3			9	9						2	9	2	11	1		
北九州市	7	7			11	11							26	14	40			
大分市	5	4		1	18	18							11	3	14			
政令市計	83	79		4	188	183		5				19	187	98	285	9		
合計	256	227		29	458	431		27				49	477	259	736	52		

表14 瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳

該当なし

表15 湖沼特定施設等の届出件数等

水濁法・湖沼法

	施設区分 (*)	釜ヶ谷貯水池		八郎湖		霞ヶ浦			印旛沼			手賀沼		諏訪湖	野尻湖	琵琶湖			中海			宍道湖		児島湖			総数																
		宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	茨城県	千葉県	つくば市	千葉県	千葉県	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都市	京都市	鳥取県	鳥根県	松江市	鳥根県	松江市	岡山県		岡山市	倉敷市														
		(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)		(3)	(1)	(2)	(3)												
湖沼特定施設 (みなし指定地域特定施設を含む。)	第5条届出			7		40			63			11		4		7		1		73			6			2		4		4		4		16		5		247					
																		4			1													5									
																																		1									
	第7条届出			1		21			28			11		2		1		1		88			5			4		6		3		8		1		182							
						4						2		1		1				5						1										14							
	第8条 計画変更 命令等	(第5条 関係)																																									
			(第7条 関係)																																								
	計																																										
		第6条届出								1					1																												
	第10条届出	氏名等変更	5		49			18			34		3		3		7		7		41			3			7		6		1		7		2		2		22		5		222
					11						14						5		5		9			2			5		1										6		3		65
第10条届出	使用廃止	9		51			68			6		3		8		3		48			4			1		1		1		2		2		1		15		6		229			
				6						2				2		2		5												1		2								20			
第11条届出			2		17			3			1				4		1		3			1			12		9		13		2						69						
					1										1																						5						
																																					1						
湖沼法	第8条 (計画変更命令等)																																										
	第10条 (改善命令等)																																										
	第15条届出																																										
	第16条届出																																										
	第17条第1項届出																1																		1								
	第17条第2項届出		氏名等変更														2																		2								
湖沼法	第17条第2項届出		使用廃止																																								
	第18条届出																																										
第20条(改善命令等)		第1項																																									
		第2項																																									
立入検査数		昼間立入件数		4		56		44			5			19		32		56																		256							
		夜間立入件数																																									
行政指導	湖沼特定事業場・指定施設にかかわる指導(*)	件数	文書		3		13			1					6		8		10		15												8				64						
			口頭		6			46										4														1		1		58							
		内容	処理施設の改善					6			1							3																		10							
			排水の一時停止																																								
	湖沼法第24条による指導		文書		9		53						6		8		12		15										1		9				113								
			口頭																																								

(注) \*1:施設区分(1):湖沼特定施設(2),(3)を除く。(2):みなし指定地域特定施設、(3):準用指定施設  
\*2:1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

参考 平成24年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1 特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数				
(1) 全特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数	271,168	269,847	267,328	265,356
ア 全特定事業場数	270,568	269,449	266,875	264,924
① 50m <sup>3</sup> /日以上	33,067	32,589	32,381	31,935
うち有害物質使用特定事業場	3,931(2)	3,877(2)	3,813(2)	3,785(2)
② 50m <sup>3</sup> /日未満	233,146	232,300	230,225	228,871
うち有害物質使用特定事業場	10,917(8)	11,327(6)	11,207(5)	11,001(0)
③第5条第3項	4,355	4,560	4,269	4,118
イ 有害物質貯蔵指定事業場数	2,833	3,196	3,309	3,663
うち有害物質貯蔵指定施設のみ	600	398	453	432
(2) 特定事業場の上位3業種				
1. 旅館業 (61,096)	1. 旅館業 (63,061)	1. 旅館業 (63,476)	1. 旅館業 (64,183)	
2. 自動式車両洗浄施設 (30,504)	2. 自動式車両洗浄施設 (30,819)	2. 自動式車両洗浄施設 (30,842)	2. 自動式車両洗浄施設 (31,102)	
3. 畜産農業 (28,645)	3. 畜産農業 (27,791)	3. 畜産農業 (27,399)	3. 畜産農業 (27,117)	
2 計画変更命令（法第8条等）	0件	0件	0件	0件
3 改善命令等（法第13条等）				
①改善命令	14件	11件	8件	5件
②一時停止命令	1件	0件	3件	0件
4 地下水の浄化措置命令 （法第14条の3）	0件	0件	0件	0件
5 立入検査（法第22条）	43,135件	39,490件	41,110件	37,810件
（昼間立入）	(42,644件)	(39,025件)	(40,600件)	(37,318件)
（夜間立入）	(491件)	(465件)	(510件)	(492件)
6 行政指導	8,384件	8,759件	8,872件	8,243件
7 緊急時の措置（法第18条）	0件	0件	0件	0件
8 措置の要請（法第23条）	0件	0件	0件	0件
9 罰則の適用				
①排水基準違反（法第31条）	6事業場	4事業場	4事業場	3事業場
②改善命令等違反（法第30条）	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場
③その他法違反 （水質総量規制関連を含む）	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場

(注) 1. 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

2. 有害物質貯蔵指定事業場は、平成24年施行の水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）により、届出の義務が課された。